

# ◇ 宅建業免許変更届出に必要な書類 ◇

届出事由が生じてから**30日以内**に届け出てください。**正本1部・副本(正本のコピーでも可)1部(計2部)作成**のうえご提出ください。

※埼玉県に本店がある**国土交通大臣免許業者**は**正本1部・副本(正本のコピーでも可)2部(計3部)作成**のうえご提出ください。届出書の作成については、必ず手引きを参照してください。

No.	書類名	変更内容	変更内容											HP届出様式集の番号						
			商号または名称	主たる事務所の移転	従たる事務所の新設	従たる事務所の移転	従たる事務所の廃止	個人免許代表者の改姓改名	法人代表者の改姓改名	法人代表者の交代	法人役員の就任	法人役員の退任	法人役員の改姓改名		専任の宅地建物取引士の就任★	専任の宅地建物取引士の退任★	専任の宅地建物取引士の改姓改名★	政令で定める使用人の就任	政令で定める使用人の退任	政令で定める使用人の改姓改名
1	宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	A-13
2	履歴事項全部証明書(法人登記簿謄本。)		□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	—
3	戸籍抄本							○												—
4	略歴書 添付書類(6)				○					○	○							○		A-7
5	身分証明書 請求先:本籍地の市区町村役場〔注1〕				○					○	○							○		—
6	登記されていないことの証明書 請求先:〔注2〕				○					○	○							○		—
7	誓約書 添付書類(2)				○					○	○							○		A-3
8	事務所付近の案内図〔注3〕			○	○	○														A-10
9	事務所のカラー写真及び写真台紙(事務所の写真貼付用) (1)事務所建物全体 (2)正式商号・名称を掲げてある入口付近 (3)事務所内部(応接セット及び事務机) (4)業者票(変更後の内容の文字の読めるもの) (5)報酬額表(内容がわかるもの)			○	○	○														A-11
10	事務所を使用する権原に関する書面 添付書類(5)〔注4〕			○	○	○														A-6
11	事務所使用の権利を証するもの〔注5〕			○	○	○														—
12	専任の宅地建物取引士設置証明書 添付書類(3)				○								○	○						A-4
13	営業保証金供託済届出書及び営業保証金供託書の写し			①	②															A-17
14	弁済業務保証金の供託済証明書の写し				③															—
15	宅地建物取引業者免許証書換え交付申請書		○	○				○	○	○										A-12
16	従前の免許証		○	○				○	○	○										—

□ : 法人の場合のみ必要です。また従たる事務所の新設・移転・廃止の場合は支店登記をしている法人のみ必要です。変更事項の変更年月日(就退任日等)がわかるものがが必要です。場合によって閉鎖謄本を求めることもあります。組合等で役員が謄本に記載されない場合、総会議事録や役員名簿等が必要になります。

①: 営業保証金を法務局に直接供託している業者で、本店を移転したことによって**最寄りの供託所を変更し、営業保証金の保管換えを行った場合のみ**必要です。

②: 営業保証金を法務局に直接供託している業者のみ必要です。 ③: 保証協会に加入している業者のみ必要です。

★ 宅地建物取引士の資格を持っている方に**変更(従事先・氏名・住所・本籍)**があった場合、登録先の都道府県に変更申請が必要になります。

注1 次の①～③の通知を受けていないことが証明されているものです。外国籍の方は身分証明書かわりに**住民票抄本**(請求先:住所地の市区町村役場)が必要です。①**禁治産又は準禁治産の宣告の通知** ②**後見の登記の通知** ③**破産宣告の通知**

注2 全国の法務局・地方法務局(本局)の窓口 ※郵送での申請は東京法務局のみ受付。

後見登記等ファイルに**成年被後見人、被保佐人とする記録がないこと**が証明されているものです。

注3 住宅地図等でも可ですが、最寄りの公共・交通機関と、距離(○○メートル、徒歩○○分)の表示が必要です。

注4 なお、事務所併用住宅や同一フロアに他の法人等との同居のケースのように事務所の状況によっては、間取り図・平面図が必要となる場合があります。

注5 建物の登記簿謄本・賃貸借契約書・使用承諾書等の原本又はコピー提出を求めています。(埼玉県知事免許のみ)

注: No.2, 3, 5, 6, 9については申請前3か月前までに発行・撮影されたものをご用意ください。

国土交通大臣免許業者の方はNo.15, 16については関東地方整備局へ直接提出してください。